

第6章 部活動の指導

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領、第1章総則第6款の1の(ウ)には部活動について以下のように示されている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

部活動の指導に当たっては、以下の内容に配慮することが必要である。

- 1 スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する活動にすること。
- 2 教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追究していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにすること。
- 3 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携に努めること。
- 4 指導目標を明確にとらえ、それを受けて適切な指導計画を立案し、評価・反省を的確に行うこと。また、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮すること。
- 5 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- 6 事故防止の意識を持ち、安全指導についても十分に行うこと（令和5年3月策定「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」）。また、部活動にともなう金品の扱いについては、「千葉県立学校私費会計取扱要綱」に則って行うこと。
- 7 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、適切な運営のための体制の整備、体罰やハラスメントの根絶、合理的かつ効率的・効果的な練習休養日の設定等を規定した。これにより、千葉県教育委員会が策定したガイドラインも改訂した。